

## 一般社団法人 屋内情報サービス協会 入会等規則

### 1. 入会金

定款第9条には、入会金及び年会費徴収に関する記載はある。

1) 当面、入会金は徴収しない

### 2. 年会費

事業年度（4月1日から3月31日）毎の年会費は、以下のとおりとする。

#### 2.1 正会員

##### ① ゴールド会員：500,000円

- ・TAIMS 理事会を傍聴可能
- ・TAIMS 幹部会に、幹部として参加可能
- ・社員総会に出席可能
- ・TAIMS が設置する技術ワーキンググループ等の主査に就任可能
- ・TAIMS 理事会、幹部会の議事録、配布資料にアクセス可能
- ・iPNT 仕様書にアクセスできる。
- ・iPNT 送信機登録料を別途定める規定により免除される。

##### ② シルバー会員：300,000円

- ・TAIMS 幹部会にオブザーバ参加が可能
- ・社員総会に出席可能
- ・TAIMS が設置する技術ワーキンググループ等の主査に就任可能
- ・TAIMS 幹部会の議事録にアクセス可能

##### ③ ブロンズ会員：100,000円

- ・社員総会に出席可能
- ・TAIMS が設置する技術ワーキンググループ等のメンバーに就任可能
- ・TAIMS 幹部会の議事録にアクセス可能

##### ④ 賛助会員：50,000円

- ・社員総会に出席可能
- ・TAIMS が設置する技術ワーキンググループ等のメンバーに就任可能

- ⑤ 個人会員：3,000 円
- ・社員総会に出席可能

## 2.2 特別会員

外部有識者を想定し、理事会で決定する。年会費は徴収しない。

以上